

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																															
神戸医療福祉専門学校中央校	平成6年1月6日	川口 延子	〒 650-0015 (住所) 兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目6番3号 (電話) 078-362-1294																															
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人神戸生涯学園	平成4年1月9日	田中 豊徳	〒 650-0001 (住所) 兵庫県神戸市中央区加納町2丁目5番1号 (電話) 078-221-8010																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉士科	平成 7(1995)年度		平成26(2014)年度																													
学科の目的	介護に関する専門知識及び技能を身につけ、介護理念と問題意識を持ち、対象者のニーズに応じたサービスが提供できる豊かな人間性を兼ね備えた介護福祉士を養成する。																																	
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	人間と社会、こころとからだのしくみ、介護、医療的ケアなどのカリキュラム構成、取得可能な資格は介護福祉士国家資格、レクリエーションインストラクター、コミュニケーションスキルアップ検定、ペン字検定2級・3級、救急救命講習。																																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																											
2 年	昼間	※単位時間。単位いずれかに記入 1,980 単位時間 単位	1,080 単位時間 単位	450 単位時間 単位	450 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位																											
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																														
80 人	59 人	0 人	0 %	4 %																														
就職等の状況	■卒業生数(G) : 22 人 ■就職希望者数(D) : 22 人 ■就職者数(E) : 22 人 ■地元就職者数(F) : 21 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 95 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/G) : 100 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 : (令和 8 年度卒業生に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和7年度卒業生) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障がい者支援施設、グループホーム、有料老人ホーム等																																	
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																																	
当該学科のホームページURL	https://www.kmw.ac.jp/gakka/kaigo/																																	
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>1,980 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>450 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>450 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>450 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>450 単位時間</td> </tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>単位</td> </tr> </table>						総授業時数	1,980 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	450 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	450 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	450 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	450 単位時間	総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
総授業時数	1,980 単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	450 単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																	
うち必修授業時数	450 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	450 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	450 単位時間																																	
総単位数	単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																																	
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																																	
うち必修単位数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3 人</td> </tr> </table> 上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 3 人						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	2 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	3 人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	2 人																																	
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																	
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																	
計	3 人																																	

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 学科の養成目的(学科が卒業時に身に付けておくべき能力)到達の為、教育課程編成委員会での意見を参考に、カリキュラムを見直している。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程編成委員会は理事会の基に配置しており、委員長は委員会で出された意見を集約し、理事会に報告している。カリキュラム変更は評議員会、理事会で決議し、教育内容に反映されている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
川口 延子	神戸医療福祉専門学校中央校 校長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	—
斎藤 満知子	学校法人神戸滋慶学園 常務理事	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	—
黒田 尚子	神戸医療福祉専門学校中央校 事務局長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	—
由良 和也	神戸医療福祉専門学校中央校 介護福祉士科 学科長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	—
藤木 里奈	神戸医療福祉専門学校中央校 介護福祉士科 介護福祉士科主任	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	—
前田 見太郎	神戸医療福祉専門学校中央校 鍼灸科 学科長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	—
齊藤 浩吉	神戸医療福祉専門学校中央校 鍼灸科 副学科長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	—
橋本 薫子	一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟 理事	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	①
内野 雄輔	SOMPOケア ラヴィーレ六甲 ホーム長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	③
林 大祐	特別養護老人ホーム 花みさき 施設長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	③
加藤 直樹	協同組合兵庫県保険鍼灸師会 副理事長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	①
藤森 和佐	株式会社 PRIME 取締役	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	③
横山 誠也	須磨わだち整骨院 院長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年6月15日 15:30～17:00

第2回 令和8年2月21日 13:30～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

将来像の明確化を意図した卒業生の様々な特別講義の提案については、就職に結びつく授業内での卒業生を活用、また、実技指導等に卒業生を活用し、直近の卒業生から卒業数年経過しキャリアアップや更なるキャリアチェンジで活躍する卒業生を授業等に招いており、在校生の将来像の明確化に繋がっている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本校は、業界に直結した職業人教育を行うため、業界と連携し、即戦力の人材を育成する事を一つの目的としている。そのため、特に実習、演習は看護師、介護福祉士等の有資格者が授業を行い、実習は実習指導者講習会修了者が現場の担当にあたり、専任教員と連携しながら指導にあたっている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

企業と業務委託契約書を交わし、企業から派遣された人材に兼任教員として担当頂いている。講義はシラバスに基づいて実施し、成績評価は定期試験において科目の認定を行っている。また授業実施後は担当教員が講義記録を作成し、専任教員に情報伝達を行い、クラス運営における問題解決と授業内容の検証を行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習Ⅰ－①	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	社会福祉現場における専門職としての専門知識や技術を具体的な経験を通して、実践の応用能力等を習得する。	デイサービスを行なっている中規模の施設であって、学生の実習の受入れの実績があり、職員の指導が行き渡る施設を選定している。
介護実習Ⅰ－②	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	社会福祉現場における専門職としての専門知識や技術を具体的な経験を通して、実践の応用能力等を習得する。	地域の中規模施設であって障害者、高齢者を対象者としての学生の実習の受入れの実績があり、職員の指導が行き渡る施設を選定している。
介護実習Ⅰ－③	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	社会福祉現場における専門職としての専門知識や技術を具体的な経験を通して、実践の応用能力等を習得する。	地域の中規模施設であって障害者、高齢者を対象者としての学生の実習の受入れの実績があり、職員の指導が行き渡る施設を選定している。
介護実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	社会福祉現場における専門職としての専門知識や技術を具体的な経験を通して、実践の応用能力等を習得する。	地域の中規模施設であって障害者、高齢者を対象者としての学生の実習の受入れの実績があり、職員の指導が行き渡る施設を選定している。

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学園の定める教員研修規定において教員研修規定において教員の授業内容、教育技法の改善並びにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を研修の目的と定めている。また教員の専門知識・技術向上のために、個々の教育経験、在籍期間等を考慮し、それぞれの対象に応じた到達目標、研修方法並びに評価指数を定めて教員の研修計画を策定し、専門の学会や業界への研修会への積極的参加を促している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「JESC国家試験対策研修会」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和8年6月2日	対象:	全教職員
内容	国家試験結果の分析と国家試験合格率の更なる向上に向けての事例報告の共有		
研修名:	「フォローアップ研修」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和8年7月30日	対象:	新入職者全員
内容	グループの理念・行動規範を繰り返し、組織人としてのアイデンティティを確率する		
研修名:	「滋慶教育科学学会」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和7年12月3日	対象:	全教職員
内容	グループ校による教育効果をもたらした研究内容の事例共有		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「FDマイクロレベル<クラスマネジメント>研修」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和8年5月24日	対象:	教員
内容	クラスマネジメントの定義をに共感し、クラスマネジメントのポイントを理解し実行計画の作成、修正が出来るようになる。		
研修名:	「学科長対象FDマイクロレベル研修」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和8年7月4日	対象:	教員
内容	FDマイクロレベル研修の目的、プログラム内容を理解しスタッフの成長を促す。学習成果を用いた授業改善のために評価について改善できる。		
研修名:	「FDマイクロレベルアップ研修」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和8年1月30日	対象:	教員
内容	FD研修の目的と展開を理解し、学科のスタッフの成長を促進できる。カリキュラムマネジメントの基礎を学び自学科のカリキュラム開発の課題発見ができる。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「滋慶教育科学学会」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和8年12月	対象:	全教職員
内容	グループ校による教育効果をもたらした研究内容の事例共有		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「進路アドバイザー研修」	連携企業等:	滋慶教育科学研究所
期間:	令和8年8月27日	対象:	全教職員
内容	学生生活不全を訴える学生に対してのキャリア危険の回避方法、DO防止と学生の教育目標への達成		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

卒業生代表、保護者代表、近隣関係者、高等学校関係者、業界関係者により構成される学校関係者評価委員会を組織し、この委員会が、学校教職員が行った自己点検自己評価の内容を審議、評価する事を通し、学校運営の改善に活かすことを方針とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

将来像の明確化を意図とした卒業生の様々な特別講義の提案については、就職に結びつく授業内での卒業生活用、また、実技指導等に卒業生を活用し、直近の卒業生から卒業後数年経過しキャリアアップや更なるキャリアチェンジで活躍する卒業生を授業等に招いており在校生の将来像の明確化に繋がっている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
五味 仁志	松蔭女子学院参事・元兵庫県立須磨友が丘校長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	高等学校関係者
島 誠一	ANAクラウンプラザホテル神戸クラウンイベントディレクター	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	近隣関係者
久野 由美子	神戸医療福祉専門学校中央校介護福祉士科	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	保護者代表
内野 雄輔	SOMPOケア ラヴィーレ六甲 ホーム長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	卒業生代表
橋本 薫子	一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟理事	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	業界代表
林 大祐	特別養護老人ホーム 花みさき 施設長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	業界代表
加藤 直樹	協同組合兵庫県保険鍼灸師会 副理事長	令和8年4月1日～令和10年3月21日(2年)	業界代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kmw.ac.jp/gakkou/joho/>

公表時期: 令和8年7月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
学校で毎年作成している。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	建学の理念、校長名、所在地、連絡先、教育目標、学校の沿革
(2)各学科等の教育	入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員、在校生数、教科教科目標、教科課程、進級・卒業の要件、資格、検定、実績、卒業生数、卒業後の進路、各学科のシラバス
(3)教職員	教職員数、組織図
(4)キャリア教育・実践的職業教育	教育システム、実習・実技等の取組、就職支援の取組
(5)様々な教育活動・教育環境	学年暦、学校行事の取組状況、設備紹介
(6)学生の生活支援	学生支援の取組
(7)学生納付金・修学支援	学費、学費サポート
(8)学校の財務	資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録、貸借対照表、監査報告書、事業計画書、理事名簿
(9)学校評価	自己点検自己評価、学校関係者評価の結果、学校関係者評価委員会議事録
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kmw.ac.jp/gakkou/joho/>

公表時期: 令和8年7月1日

授業科目等の概要

#REF!																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			人間の尊厳と自立	人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う。	1前	30		○			○			○	
2	○			人間関係学A	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報収集の伝達に必要なコミュニケーション能力を養う。	1前	30		○			○		○		
3	○			人間関係学B	介護実践をマネジメントするために必要な「組織の運営と管理」「人材の育成や活用」「リーダーシップとフォロワーシップ」などチームで働く力を習得する。	2前	30		○			○			○	
4	○			社会の理解	個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや自助から公助に至る過程について理解する。	1通	60		○			○			○	
5	○			家政学	家政学と介護福祉の関係の理解や家族関係や家庭経営を通しての家庭内で生じる諸問題について理解する。	1後	30		○			○			○	
6	○			統計処理	社会生活における数字の活用として、統計の取り方やその他の情報処理技術を身につける。	2前	30			○		○			○	
7	○			社会学	現代社会の基礎的問題を中心に人権や社会保障を重視する考え方の理解を深める。	1前	30	○	○			○			○	
8	○			哲学	医療をめぐる現代のさまざまな課題について知り、それらに対する事故の認識や援助のあり方について理解する。	2後	30	○	○			○			○	
9	○			発達と老化の理解A	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理について基礎的知識を身につける。	1後	30	○	○			○			○	
10	○			発達と老化の理解B	発達の観点からの老化に関する身体機能の変化の特徴に関する基本的知識を習得する。	2前	30	○	○			○		○		
11	○			認知症の理解A	認知症に関する基本的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解する。	1前	30	○	○			○		○		
12	○			認知症の理解B	認知症に関する理解と本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2前	30	○	○			○			○	
13	○			障害の理解A	障害のある人の心理や身体機能に関する基本的知識を習得する。	1前	30	○	○			○			○	

14	○		障害の理解 B	障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	1 後	30	○	○			○			○
15	○		こころとからだのしくみ A	介護職として必要な知識である人体の構造や機能及び心理的側面への配慮について理解する。	1 通	60	○	○			○		○	
16	○		こころとからだのしくみ B	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への配慮点について学習する。	1 後・2 前	60	○	○			○		○	
17	○		介護の基本 A	「介護を必要とする人」を生活の観点から捉える。また、介護における安全やチームケア等について理解する。	1 通	90	○	○			○			○
18	○		介護の基本 B	介護福祉士誕生の社会的背景や社会福祉士及び介護福祉士法の改正による介護福祉士の定義の変更を学び、専門職としての社会的役割を理解していく。	1 通	90	○	○			○			○
19	○		コミュニケーション技術 A	文章（記録・報告書など）を通じて介護実践に必要とされる情報を関係者に伝達する技術を学ぶ。	1 前	30	○	○			○		○	
20	○		コミュニケーション技術 B	文章（記録・報告書など）を通じて介護実践に必要とされる情報を関係者に伝達する技術を学ぶ。	1 前	30	○	○			○			○
21	○		生活支援技術 A	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出し、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。	1 通	120	○		○		○			○
22	○		生活支援技術 B	形態別の特徴を理解し、それに応じた介護技術を学ぶ。	2 通	90	○	○			○			○
23	○		生活支援技術 C	介護福祉を中心とした家庭生活の基本的概論を習得し、管理・運営する能力を養う。	1 前	30	○	○			○			○
24	○		生活支援技術 D	レクリエーションを通して、その人の潜在能力を引き出し、生活支援につなげる方法を学ぶ。	1 後・2 前	60	○		○		○			○
25	○		介護過程 I	介護の実践過程を構成する要素の特性や活用方法を学ぶ。	1 後	30	○		○		○		○	
26	○		介護過程 II	介護過程において介護福祉士として求められる専門性を自覚するとともに、実習で展開した介護過程に考察を加えることで客観的な振り返りを行う。	2 前	60	○		○		○		○	
27	○		介護過程 III	専門科目で得た基本的な知識・技術を実習を通して実践するための具体的な方法を学ぶ。また、さまざまな生活ニーズを持った利用者に対し、多様なサービス提供の場を実践できるように応用力を養う。	2 後	60	○		○		○		○	○

[illegible]36科目1980 單位 (單位時間)

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 本校所定の課程を修了し、出席日数を満たし試験に合格する事		1 学年の学期区分	前後 期
履修方法： 修了試験等の方法により介護福祉士として必要な知識技術を習得したことを確認し、各科目の履修認定を行う。		1 学期の授業期間	15 週
卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 本校所定の課程を修了し、出席日数を満たし、試験に合格すること。		1 学年の学期区分	前後 期
履修方法： 修了試験等の方法によりはり師、きゅう師として必要な知識、技能を習得		1 学期の授業期間	15 週

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。